

平成 29 年 11 月 29 日

現政権のもとで平成 27 年 8 月に女性活躍推進法の成立や、働き方改革の推進など不断の努力が重ねられ、女性が働きながら家庭との両立を目指すワークライフバランスなどの重要性が政策として語られるようになった。その中で、1961 年の国民皆保険導入以降、ユニバーサルサービスとして、全国津々浦々で国民医療提供体制の維持とその発展に力を尽くして来た医療従事者は、我が国にある様々な業種の中で、女性の比率が 75%と最も女性が多い業種である。

女性医療職エンパワメント推進議連は、このような機運と背景の中で、本年 1 月 27 日に設立され、妊娠、出産、子育てや介護などのライフイベント、ライフステージにあっても、専門職として医療に従事できる環境作りについて、超党派で議論を重ねて来た。議連でのヒアリングにより、厳しい勤務環境の中で、出産や子育てや介護に伴い離職する女性医療職の現状もつまびらかになった。加えて、女性医療職が必要としているチーム医療の推進や、院内保育、院内病児保育などに十分な財政的な支援がされていないことも明らかになった。先端医療、地域医療を支えている医療界の大半を支える女性が、働きやすい環境のもとで、国民医療の維持・発展のために活躍できるよう、我々、女性医療職エンパワメント推進議連は、以下を決議する。

記

- 病院に勤務する女性の医療従事者の増加や医師をはじめとした医療従事者の過酷な勤務環境を踏まえ、病院に勤務する全ての医療従事者を対象とした勤務環境改善の取組について、診療報酬を含め財政的な支援を行うこと
- 育児中の医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、病院に勤務する医師を含む医療従事者の乳幼児等に対する保育を行う院内保育・病児保育について、診療報酬を含めた支援等を行うことにより、財政的な支援を行うこと
- ベビーシッターや認可外保育施設等の子育て支援サービスを利用した際の費用について、税制上の控除の対象とすることで、女性医療職をはじめ、子育て世帯の医療従事者の勤務環境改善を税制的に後押しする措置を講ずること
- 院内保育・院内病児保育について、公的医療団体等による運営の在り方や、各種の子ども子育て支援制度の補助金等の弾力的な活用を進め、院内保育所の設置促進を行うこと。大学病院小児科や地区医師会診療所等において、感染防止措置等が適切に取られている場合には、稼働外の診察室を含め、空きスペースを利用した病児保育を柔軟に推進すること

以上